

「みえグローバル学生大使」制度実施要領

1 目的

伊勢志摩サミットやジュニアサミットの県内開催を契機に、次世代を担う県内の若者が世界へ目を向ける機運が高まったことを受け、若者が自分たちの暮らす地域において国際的な活動へ関わる意識を育む。

また、若者による国際的な活動を県民へ周知することにより、県民が世界へ目を向けるきっかけとする。

2 概要

三重県内において、国際交流や国際貢献といった国際的な活動を継続的に行う高校生及び大学生等を、「みえグローバル学生大使」（以下「大使」という）として知事が委嘱する。

県は、大使が活動するにあたって、可能な支援を行う。

3 要件

大使に委嘱される者は、次の二つの要件をいずれも満たすこととする。

- (1) 県内の高等学校、短期大学、専門学校、高等専門学校、大学若しくは大学院に所属する生徒、学生若しくは団体、又は、県内在住で県外の高等学校、短期大学、専門学校、高等専門学校、大学若しくは大学院に所属する生徒若しくは学生であること。
- (2) 国際交流、国際貢献といった国際的な活動（営利を目的としている活動を除く）に関心を有し、自らの意思に基づき国際的な活動を継続的に行っていること。

4 任期

委嘱時に大使が所属する学校の、在学期間中とする。

ただし、団体については、定期的に継続の意思確認を行う。

5 委嘱

大使は、3の要件を満たす者のうちから知事が委嘱する。委嘱は、委嘱状を交付して行う。

6 大使の業務

大使は、自らの意思に基づき国際的な活動を行うほか、県と連携して次の業務に協力する。

- (1) 県が行うイベント、国際的な活動等への参加
- (2) 三重県の紹介やPR

7 三重県の業務

三重県が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 大使同士が交流する機会を設けること
- (2) 大使が国際的な活動を行うにあたっての支援
- (3) 本制度及び大使が行う活動の広報

8 その他

その他必要なことは、別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。